

令和8年度

「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」

令和8年5月

高砂市農業委員会

令和8年5月7日

高砂市長 都倉 達殊 様

高砂市農業委員会
会長 北野 益生



はじめに

平素より私共高砂市農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足や遊休農地の増加、イノシシ・アライグマなどの有害鳥獣による農作物への被害、そして近年の異常気象に伴う農林水産業への悪影響や肥料・資材価格の高騰など極めて厳しい状況に直面しております。本市においてもこれらの課題が顕在化しており、早急な対策が求められております。

そこで、政府においてはウクライナ情勢や気候変動など国際的な課題を背景に、食料安全保障の強化等を目的とした「食料・農業・農村基本法」が令和6年に四半世紀ぶりに改正され、令和7年4月には、新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。この改正法では、基本理念に「食料安全保障の確保」を新たに加え、農作物や農業資材の安定的な輸入を図ること、農業法人の経営基盤強化、さらにはスマート技術を活用した生産性の向上等の取り組みが盛り込まれています。

また、阿弥陀地区において策定しました農業の将来計画である「地域計画」も実行段階に入り、農地利用の最適化や担い手の育成に重要性が増しています。

このような情勢を踏まえ、本市農業委員会におきましても、活動指針である「農地等の利用最適化に関する指針」に基づき、「遊休農地の発生防止・解消」「担い手への農地利用の集積・集約化」「新規参入の促進」を最重要課題と位置づけ、委員会活動に邁進しております。

これらの取り組みを推進していくため、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見書を提出いたしますので、地域コミュニティを基盤に持続的かつ発展性のある高砂市の農業を構築し、次世代に引き継ぐため、次年度以降の実効性のある本市の農業施策に反映いただきたく次のとおり意見申し上げます。

1 遊休農地の発生防止及び解消について

農業委員会では、農地パトロールや日々の農地見守り活動により、遊休農地の早期発見に努めているところですが、遊休農地など適正に管理されない農地は増加傾向にあります。遊休農地対策と優良農地の確保について意見いたします。

(1) 不耕作地や法面の管理について

高齢化等により不耕作地が増える中、借り手もなかなか見つからないのが現状です。担い手農家や地元農会等による不耕作地の管理への支援について検討をしていただきたい。

(2) 農機具購入・修理費の補助金の継続と支援拡充

本市においては、兼業農家、小規模農家が農家のほとんどを占めており、高額な機械の故障などが原因で離農してしまうケースが多い。農業経営の改善及び活性化や持続可能な農業振興を推進するため、現在実施して頂いている農業機械の購入や修繕の市独自の補助事業の継続と拡充をお願いしたい。

なお、現制度では担い手農家(認定新規就農者等)・農業者団体と一般農家では補助額に差があるが、一般農家も貴重な担い手であり同一補助額としていただきたい。

(3) 有害鳥獣被害防止について

イノシシ、アライグマなどの有害鳥獣による農作物への被害により耕作意欲が下がり耕作放棄地や荒廃農地が多くなっています。また、最近では住宅地近くまで出没しており市民生活の安心安全が保障されておられません。

鳥獣被害のある個人農地に対して、電気柵や防護柵設置の助成を考えていただきたい。

(4) 大規模農家の離農時の対策について

大規模農家や集落営農組織の離農時などに遊休農地を発生させない仕組みづくりと活動の中心となる新たな人材の育成についてお願いしたい。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

本市における「地域計画」の策定状況は、国が策定を義務づけている令和6年度末には阿弥陀地域で策定し、令和7年度末には南池地区で策定できましたが、伊保・曾根・中筋地区および北浜地区では保留となっています。また、本市では農業従事者の減少と高齢化が進んでおり、後継者の育成や新規就農者の

受け入れが重要であります。農地農業を守るためには、それらの担い手へ農地を集積・集約化することが必要であり、意見いたします。

(1) 基盤整備事業の推進

近年、過去に土地改良事業を実施した区域における排水路等の老朽化が目立ちます。そこで老朽化した施設に対する長寿命化や、農業用水路の改良を積極的に実施するとともに、ゲリラ豪雨のような異常気象への対策と整備を検討し、農地の有効活用と担い手への集積・集約化に資するような取り組みをお願いしたい。

(2) 地域計画の推進について

策定した地域計画を実行性あるものとし、着実に推進するために、農業者との連携・協力を深め、農業者と関係機関が一体となって地域計画の見直しを行い、農地の集積・集約化をさらに進めていただきたい。

目標地図に担い手が位置づけられた農地について、開発等による農地の分断・縮小を未然に防ぎ、農地利用が最優先されるよう的確に誘導してください。

地域における話し合いの場を継続的に開催するための支援を行うとともに、円滑な協議が行えるよう、絶えず運用の見直しを図っていただきたい。

3 新規参入の促進について

全国的にも人口減少、農業従事者の高齢化が進行している中、高砂市においても同様の問題に直面しており、後継者等の農業者の担い手不足が懸念されております。つきましては、高砂市内への農業の新規参入を促進するため施策の拡充・創設について意見いたします。

(1) 新規参入の環境整備

水利組合の高齢化が進んでおり、後継者も少ないとなると、5年後10年後には水路の草刈りや溝掃除などの水路の維持管理が出来ないことが危惧されます。水利組合の人が出来なくなった時の対策を早急に示していただきたい。農業をするのに水が確保できないと新規参入者は高砂市の農地を選ばない。市として地元との協議を早急に進めていただきたい。

(2) 認定新規就農者等の認定について

本市には、現在3名の認定新規就農者が存在するが、全員がうまくいっているわけではありません。新規就農者に対して、営農が続けられるよう支援していた

だきたい。

4 その他

(1) 農林漁業祭の活性化について

令和7年度の農林漁業祭は単独開催であったため物足りなさを実感した。林業、漁業がなく農作物品評会だけで来場者も少なかった。また、開催の準備片付けも現在市職員がほとんど実施しているが農業委員会の委員ももっと関わり盛り上げていきたいと考えています。農林漁業祭は、1年に1回のイベントであり他事業との合同開催やキッチンカーなど活性化に向けた仕掛けの検討をお願いしたい。

(2) 温暖化対策に向けた取組について

太陽光発電設備及び蓄電池の設置が進んでいるが、規制のない現状では今後農地の保全も出来ない状態になってしまうため、太陽光発電設備及び蓄電池の設置には何らかの規制をお願いしたい。特に農地を守る地域計画策定区域においては、太陽光発電設備及び蓄電池の設置に歯止めとなる規制の検討をお願いしたい。

5 農業委員会体制に係る要望・意見

農地・農業委員会事務が度々変更され、その事務が複雑化し事務量が増加しています。本市においては個人情報関係で令和6年7月から地区農業委員会での総会議案の事前審査を廃止し、農業委員で構成した小委員会で現地確認のうえ事前審査をする方式に切り替えました。

農業委員会の主な業務は、農地法等に関する許認可等の審査・決定及び農地利用の最適化の推進（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）となっています。農業委員会の体制強化について配慮をお願いしたい。

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の適格な選任と定数の確保

認定農業者等が増加してくる中で、各農家への連絡事務を行う高砂市独特の各地区農業委員会が存在しており、高砂市農業再生協議会、鳥獣被害防止対策協議会、農林漁業祭、日々の農業振興など地区農業委員会の協力が必要不可欠であります。

農業委員候補者の選任につきましては、各地区の農地農業に識見がある地区から推薦された女性委員候補者を含めた委員候補者の登用について、ご配慮い

ただきたい。

(2) 事務局の職員について

事務局職員は令和3年度から産業振興課（令和8年度から農林水産課）と兼務となっていますが法改正により新たな業務が増え複雑化しています。兼務では業務の責任がはっきりせず事務の付度や業務が滞る恐れもあります。

農業委員会は専門的な知識が必要なところで、兼務でなく独立した組織体制とし、委員活動のスキルアップや業務に対応するため、知識と経験を有する職員の育成や増員、さらに担当主幹の設置は必須と考えておりご配慮いただきたい。